

「消費生活」の学習 —消費者の権利と責任を中心に—

飯村 しのぶ*

1. はじめに

家庭科教科書の消費者問題にかかわる内容を一見すると、消費者関連法の名称が羅列されていて、一体これら各種法律をどのように教えることができるのだろうかと疑問を持つ。とくに高等学校「家庭基礎」では、少ない授業時間数の中で到底無理であろう。文科省高等学校学習指導要領解説（家庭編）によると、この分野の内容及び範囲については、「消費者問題発生の社会的背景について考えさせる。……消費者の権利とその実現の在り方、消費者保護に関する施策について理解させる。さらに、一人一人が権利の主体としての意識をもち、……適切な意思決定や消費行動によって意見を表明し、行動することが消費者の責任であり、権利を行使することにつながる」ことを認識させるとともに、指導に当たっては「……消費者問題が生じる背景や守られるべき消費者の権利について理解させる」とある。しかし実際の授業は悪質商法を中心とした学習になりがちであり、教師は高校生（中学生）にとってどのような身近な例を教材として利用するかに苦心しているというのが実態のようだ。結果として家庭科における消費者教育の内容は悪質商法に対するHow-to論が主流ということになりかねない。

家庭科において消費者教育の学習をする最も重要な目標は、消費者の権利や義務について具体的に認識できるようになること、さらに消費者として主体性をもって行動するはどういうことなのかを理解した生活者を育てることにあると考える。そうした目標に向けて消費者問題に関する学習内容をどのように組み立てたらよいかを提案したい。

本報告は、2013年度に開催された第15回藤女子大学家庭科教科教育研修講座において、“振り返りレッスン Part 2”としておこなった講義内容をまとめたものである。講義のはじめに消費者問題の捉え方、消費者問題及び消費者運動の変遷について復習した。次に家庭科教科書における消費者問題に関する記述をもとに、小・中・高校の各段階での消費者問題にかかわる記述内容を確認した。以上をもとに、高等学校「家庭基礎」の授業例として、「消費者の安全を求める権利と責任について」と題した学習指導案を提示した。「消費者の権利と責任」とはどういうことかを具体的に理解し、さらに消費者問題に対する関心を喚起するとともに、将来的には権利の主体者としての消費者行動に結び付くような態度を身に付けることを学習目標とした。

2. 消費者問題の捉え方

消費者問題の基礎的知識を資料をもとに解説した（資料－1）。

今日では消費者問題の外延は拡大し、環境問題を含めて消費者が日常生活でこうむる不利益全体を消費者問題と捉えている。つぎに経済の発展段階において必然的に発生する消費者問題を概観し、現代の構造的消費者問題について説明した。

* 藤女子大学人間生活学部

わが国では、第二次大戦直後の混乱状況下にあって基本的な生活の安全を確保することが第一であった。昭和30年に入ると「森永ヒ素ミルク事件」、同35年「ニセ牛缶事件」、さらに同31年「水俣病」など、消費者の生命や健康にかかる問題が発生した。昭和40年代は「うそつき食品」や「粉末ジュースをジュースと呼ばないで」「チクロ」などが問題になった時期である。第一次石油危機後の昭和50年代になると、サラ金やクレジット問題が発生し、同60年代には「豊田商事事件」が起こった。またこの時期からフロンガスやごみ処理問題など地球環境破壊が問題視されるようになった。平成に入ってからは多重債務や自己破産といった消費者問題が中心になってきた。2000年以降は「雪印食中毒事件」を皮切りに、食の安全が脅かされる問題が多発、中国野菜の残留農薬問題、食肉・加工食品の偽装表示などが相次いだ。またBSE問題や「牛ミンチ偽装事件」、「冷凍ギョーザ事件」の“メタミドホス”などがまだ記憶に新しい。

消費者問題の解決と防止を目的とする社会運動が消費者運動である。世界の消費者運動の発展は大きくイギリス型とアメリカ型に特徴づけられる。イギリス型は生活協同組合型ともいわれ、労働者が資本家のごまかしによる粗悪な商品を買わざるを得ない不合理から起こした生協運動に始まる。一方のアメリカ型は、20世紀初頭の消費者がいかに品質や性能に欠陥がある商品を買わされているかについて暴露した当時のベストセラー本に対し、読者から「よい買い物をするにはどうしたらよいか」の問合せに応える必要から商品テストが始まったことによる。こうしたイギリスとアメリカの消費者運動の発展の仕方の違いは、アメリカの建国の歴史が浅く、多民族国家であり地域社会での共同精神の緊密化が乏しいこと、あるいは誰でも努力しだいでは資本家になりうるといったフロンティア・スピリットの影響などが考えられる。

その後世界的に大きな影響を与えた消費者運動のきっかけになったのは、1962年レイチャエル・カーソンが著した「沈黙の春」であり、同時期にケネディ大統領による「消費者利益の保護に関する大統領特別教書」に掲げられた“消費者の4つの権利”である。これは後にCI(国際消費者機構)により“消費者の8つの権利5つの責任”としてまとめられた。

日本では、こうした動きに影響を受け、1968年に「消費者保護基本法」が制定され、消費者保護のための国・地方公共団体の責務、及び事業者の責務と消費者の果たすべき役割が定められた。しかしその後の規制緩和を背景に消費者もすでに市場で主体的に行動できる存在であるとして“保護”の語句を削除した「消費者基本法」(2004年)に改められた。ここに法律上はじめて消費者の権利の尊重及びその自立支援が基本的理念(第2条)として明記された。

3. 家庭科における消費者教育の内容

日本では、学校教育における消費者教育の内容をもっと多く含む教科は家庭科である。消費者教育が本格的に家庭科に導入されたのは1989年の学習指導要領改定時とされる。

小学校「家庭科」、中学校「技術・家庭」における〈家庭生活と消費〉、高等学校共通教科「家庭」における学習指導要領の内容、及び各教科書の内容を取り上げ、比較考察した(資料-2)。

小学校では、現代の消費生活が環境と深くかかわっていることから、消費生活と環境に関する学習が統合されて1つにまとめられている。中学校では、消費者としての自覚や環境に配慮した生活の工夫があげられ、生活を主体的に営む能力と態度を育て、自分の生活に結び付けて課題を解決することが目標とされている。教科書の記述内容を見ると、「消費者の8つの権利5つの責任」、増加する悪質商法（中学生を狙った通信手段を使ったトラブルの例）、クーリング・オフ、製造物責任法、消費者契約法、特定商取引法などが紹介されている。

高等学校では、深刻な消費者問題への理解を高め、自立した消費者として権利と責任を理解し、自覚した行動ができることが目標である。さらに中学校の消費生活と環境分野と同様な記述内容に加えて、消費者団体訴訟制度、公益通報者保護などについても記述されている。

一方で、中学校及び高等学校の教科書には、代表的な悪質商法が同じように紹介されており、またクーリング・オフの方法を扱うのが主であり、消費者の権利と責任については、中学校、高等学校の各学校段階において必ず記述されているにもかかわらず、その学習はあまり積極的には取扱われていないのではないかと考える。

5. 「消費者の安全を求める権利と責任について」の学習指導案

家庭科における消費者教育の目的は、消費者としての権利と責任をより明確に理解し、日常生活行動に結び付けていく態度を養うことにあると考える。そこで近年における代表的な消費者問題の事例を利用してグループ討論をしながら、それぞれの消費者問題に対する企業側の責任と役割、行政側の責任と役割、そして消費者としての責任と役割についてまとめるなどをとおして、消費者として権利と責任とは何かを理解し、その行動指針を身に付けられるような学習を提案した（資料－3、－4、－5）。

消費者問題の解決にあたっては、企業の義務と責任をどのように見定め、その問題に対する行政側の態度と行動を把握し、消費者の「安全を求める権利」から見ると何が問題であったのかを理解することが必要である。消費者も単なる権利の主張だけではなく、自分たちの責任義務をどのように果たすべきかを考えなければならない。

6. おわりに

消費者の権利と責任に関する学習内容は中学校・高等学校家庭科の教科書の中では繰り返し扱われている。しかし権利や義務をどのように具体的に理解し、どのような消費者行動をとるべきかについては授業の中で扱いきれていないのが実情ではないだろうか。

今回提案した指導案は高等学校対象である。消費者問題の学習はとかく悪質商法やクーリング・オフ、その他消費者法の紹介に傾きがちのようであるが、ぜひ今回の学習指導案例を参考にして企業・行政そして消費者の権利と責任を具体的に理解し、さまざまな消費者問題の場面で応用できるような行動力に結び付く学習を実践していただきたいと考えている。

資料一 1 消費者問題の基礎的知識

1. 消費者問題の捉え方

1) 消費者問題とは何か

「最終消費者として購入した商品・サービスおよびその取引をめぐって生じる消費者の被害または不利益の問題」

↓ 消費者問題の外延は拡大

「消費者が日常生活の中でこうむる不利益全体（環境問題も含む）」

2) 消費者問題の変遷

○自給自足の経済 ……生産者＝消費者、消費者問題はありえない

○商品経済の段階 ……商品の流通量の拡大、商品の取引市場の拡大により、欠陥商品や取引上のトラブル発生
それに伴い、徐々に消費者問題が発生

→しかし、初期のトラブルは私的に解決。企業家：禁欲的、勤勉・節制といった資本主義の精神

○経済の高度成長 ……大量生産・大量販売・大量消費

消費者は、新商品の性能・使用法がわからず、商品・サービスに関する知識・情報に基本的に立ち遅れる。（欲望さえ、企業が作り出す時代）

→ここでは、作り手・売り手と買い手の力関係のアンバランスから、消費者問題は必然的に生じる。

*構造的消費者問題

- ・技術革新による新商品の開発→消費者は新商品の性能・品質・使用法がわからず、知識・情報に立ち遅れ
- ・高圧的マーケティング
- ・セルフサービス方式・コンピュータ顧客管理で、十分な説明が得られない、人間的な注意を払う姿勢が失われる。
- ・販売方法の多様化による消費者被害の多発（無店舗販売、訪問販売・通信販売）

3) 日本における消費者問題の変遷

○昭和20年代～戦争直後の混乱状態に対して、基本的な生活の安全を確保。独占禁止法、食品衛生法、薬事法、JAS法、JIS法、などの公布。

○昭和30年代～森永ヒ素ミルク事件（30年）、ニセ牛缶事件（35年）、水俣病（31年）、サリドマイド事件（62年）など、主に消費者の生命や健康にかかわる問題

○昭和40年代～うそつき食品、「粉末ジュースはジュースと呼ばないで」、チクロ問題（69）、タル系色素使用禁止、欠陥商品、有害物質の添加、不当表示

1973年：石油危機による買い占め騒動

○昭和50年代～サラ金、クレジット問題、先物取引など、信用制度にからむ消費者問題の登場

○昭和60年代～豊田商事事件、靈感商法、などの悪疾商法、地球環境破壊（フロンガス・ごみ処理問題など）

○平成元年以降～消費税問題、ダイヤルQ2、多重債務、自己破産、平成のコメ騒動、一転して米あまり

○2000年以降～「安全」が脅かされた近年の消費者問題

2000年：雪印食中毒事件

2001年：国内初のBSE発生

2002年：食肉・加工食品の偽装表示が相次ぐ

ホウレンソウなど中国産野菜の残留農薬問題、国内での無登録農薬の流通と果樹・野菜への使用が発覚

2003年：【食品安全基本法の施行、食品安全委員会】

米国でBSE感染牛が確認され、米国産牛肉の輸入禁止、架空請求トラブルの多発

2005年：悪質住宅リホームが社会問題化

2006年：ガス瞬間湯沸かし器による死亡事故、シュレッダーによる幼児の指切断事故が相次ぐ

賃金業法の成立と“グレーベン金利”撤廃へ

2007年：不二家の期限切れ原材料使用問題発覚、ミートホープ社の牛ミンチ偽装が発覚

2008年：冷凍ギョーザ事件（メタミドホス）

2009年：日立エコ大賞（不当表示冷蔵庫）

その他：赤福事件、吉兆事件、汚染米の食用など

2. 消費者運動 <消費者問題の解決と防止を目的とする社会運動>

1) 世界の消費者運動……イギリス型（生活協同組合）とアメリカ型（商品テスト）

1844年：イギリス、ロッヂディール、28人のフランネル職工による「ロッヂディール公正開拓者組合」の設立

→消費生活協同組合の第1号。労働者が、当時の粗悪な商品（資本家がごまかす）に対抗して取った組織活動。

19C後半には、こうした生協運動がイギリス全土、やがて世界各国に広がった。

1899年：アメリカ、フローレンス・ケリーが「全国消費者連盟」を設立。消費者連盟の名前入り商品の購入を進める。

1928年：F.J.シュリンクが「あなたのお金の値打ち」を出版

消費者がいかにも品質や性能に欠陥のある商品、有害な商品をいかにも法外な値段で買っているか、多くの商品名をあげて“暴露”。

→当時のベストセラーになる。読者から「よい買い物をするにはどうしたらよいか」の問い合わせ。

→消費者研究所を設立し、家庭で購入する多くの日用品の信頼性をテストし、その結果を公表した。

これが商品テストのはじまり。

1936年：アメリカ「消費者同盟」の設立。機関誌：消費者レポート：世界最大の商品テスト誌（業界の広告は一切なし）

※イギリス型とアメリカ型の違い

- ・イギリスに比べてアメリカは協同組合をつくる基盤が小さかった

- ・建国の歴史が浅い～人々の地域社会での協同精神の緊密化が乏しい

- ・各人が、努力しだいでは資本家になりえる

2) 第2次大戦後

1962年：レイチェル・カーソン「沈黙の春」

1962年：ケネディ大統領 「消費者利益の保護に関する大統領特別教書」

「消費者の4つの権利」

- ・安全を求める権利…健康や生命に危害を及ぼす商品の販売に備える

- ・知らされる権利…不正な、詐欺的な、はなはだしく誤解させるような情報や広告や表示やその他の慣行に備える
ために保護され、情報にもとづいて選択するのに必要な諸事実を提供される

- ・選択する権利…多様な製品やサービスに競争価格で接近していくことが保証されるために、また競争がおこなわれていない政府によって規制されている産業では、納得のいく品質保証と公正な価格でのサービスが保証される

- ・聞いてもらえる権利…政府の政策が形成される際に、消費者の利益に対して十分な配慮がおこなわれる

1975年：フォード大統領 第5の権利：消費者教育を受ける権利

3) 消費者運動の国際機関

1960年 IOC（国際消費者機構）：アメリカ、イギリス、オランダ、ベルギー、オーストラリアの消費者団体により
消費者問題を解決するための国際協力を目的として設立。

1982年 IOC（1995年 CI（Consumers International）に名称変更）による8つの権利、5つの責任

8つの権利：①生活の基本的ニーズが保証される権利

②安全である権利

③知らされる権利

④選ぶ権利

⑤意見を反映される権利

⑥補償を受ける権利

⑦消費者教育を受ける権利

⑧安全な環境の中で働き生活する権利

5つの責任：①問題意識（商品やサービスの用途、価格、質に対して敏感な問題意識を持つこと）

②自己主張と行動（自己主張し、公正な取引が果たされるように行動する責任）

③社会的使命（自分の消費行動が他者に与える影響、特に社会的弱者に及ぼす影響を自覚）

④環境への影響（自分の消費行動が環境に与える影響に关心を持つ）

⑤連帯責任（消費者全体の利益擁護にむけ消費者として連帯する責任）

4) 日本の消費者運動

○戦前は、労働運動の中に組み込まれていた。労働組合による購買組合によって、日用品を安く供給

○戦中は、消費者運動は影をひそめる

○戦後になって、消費者が自主的に団体を組織し、継続的に消費者運動を進めるようになる。

昭和31年「経済白書」に“もはや戦後ではない”

所得の上昇、商品の反乱、広告・宣伝の拡大の中、“賢い消費者”を目指す→“行動する消費者”へ

3. 消費者保護施策

「消費者保護基本法」の制定 1968年

消費者保護のための国責務・地方公共団体の責務・事業者の責務と消費者の果たすべき役割

↓ (規制緩和の進行)

「消費者基本法」への改正・施行 2004年(平成16年)

第1条：目的

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

第2条：基本理念

- ①消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- ②健全な生活環境が確保される権利
- ③安全が確保される権利
- ④自主的・合理的な選択の機会が確保される権利
- ⑤必要な情報を提供される権利
- ⑥必要な教育の機会が確保される権利
- ⑦意見が消費者政策に反映される権利
- ⑧被害が生じた場合には適切・迅速に救済される権利

第3条：国の責務、第4条：地方公共団体の責務、第5条：事業者の責務

第9条：消費者基本計画 【5年ごとに作成・具体化】

* 2009年9月：消費者庁の発足（縦割り行政の弊害から）

内閣府の外局で、生活に身近な法律（特定商取引法、景品表示法、JAS法、食品衛生法、PL法など）を所管。

資料一2 家庭科における消費者教育

学校教育（家庭科）における消費者教育の内容

日本では、学校教育における消費者教育は独立した教科にはなっていない。消費者教育の内容を最も多く含む教科は家庭科である。消費者教育が本格的に導入されたのは89年の学習指導要領改訂時である。（平成20年国民生活白書、p.142）

◎小学校「家庭科」

学習指導要領……「D身近な消費生活と環境」として(1)「物や金銭の使い方と買物」、(2)「環境に配慮した生活の工夫」の2項目で構成。現代の消費生活が環境とふかく係わっているので、新たに消費生活と環境に関する学習を統合して1つにまとめた。中学校技術・家庭科との円滑な接続のため、基礎的・基本的な内容の確実な定着をはかる。

* 題材は、家族や衣食住などの内容と関連をはかり展開すること。

◎中学校「技術・家庭」における<家庭生活と消費者>

学習指導要領……「D身近な消費生活と環境」（消費者としての自覚や環境に配慮した生活の工夫）

(1) 家庭生活と消費：ア. 消費者の基本的な権利と責任～中学生にかかわりの深い事例を通して～イ. 販売方法の特徴【店舗販売・無店舗販売】、物資・サービスの選択、購入及び活用【プリペイド型の電子マネーの取り扱い】

(2) 家庭生活と環境 ア. 環境に配慮した消費生活の工夫と実践【リサイクル可能な容器、食品の包装】
・消費生活と環境についての基礎的・基本的な知識と技術の習得
・環境に配慮した生活を主体的に営む能力と態度を育てる

* 家族、衣食住の学習内容との関連をはかり総合的に展開する。
* 自分の生活に結び付けた課題の解決。

(教科書の内容)

教育図書：D 身近な消費生活と環境

- 2 いろいろな買物方法：店舗販売・無店舗販売【通信販売、訪問販売】JADMAマーク
いろいろな支払い方法【前払い・即時払い・後払い、電子マネー、各種カード】
- 3 買物の法律的な意味：契約
- 4 狙われている消費者：増加する悪質商法
- 5 消費者トラブルの解決：クーリング・オフ、製造物責任法「PL法」、消費者契約法、特定商取引法
消費者トラブルの相談先、解決・予防法

東京書籍：3 わたしたちの消費と環境

- 1 いろいろな販売方法、様々な支払い方法
- 2 消費者としての自覚をもとう：消費者の権利と責任、消費者の8つの権利・5つの責任
中学生の消費者問題（通信手段を使ったトラブル）、悪質商法
消費者の権利と保護（消費者保護基本法、消費者基本法、消費者契約法、
製造物責任法、特定商取引法、クーリング・オフ）

開 隆 堂：D 身近な消費生活と環境

- 2 商品の選択と購入
- 4 販売方法と支払方法（店舗販売・無店舗販売、即時払い、前払い、後払い）
- 3 よりよい消費生活のために
 - 1 消費生活のトラブルを防ごう：中学生の消費者トラブル（インターネットや携帯電話）
 - 2 消費者の権利と責任（8つの権利と5つの責任、グリーンコンシューマー）
事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考える
 - 3 消費者を支えるしくみ（消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法、特定商取引法）
消費者庁、国民生活センター、消費者センター、クーリング・オフ

◎高等学校共通教科「家庭」

学習指導要領……具体的改善事項として、「生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境とのかかわりなどを科学的に理解させる」ことを通して、消費者教育と環境教育の推進をはかる。

家庭基礎：（2）「生活の自立及び消費と環境」の（ア）「消費者問題と消費者の権利」

指導に当たっては、契約や消費者信用、多重債務問題など、現代社会における課題を中心に取り上げ、消費者問題が生じる背景や守られるべき消費者の権利について理解させる。p. 17

(教科書の内容)

教育図書：「家庭基礎」2013年

第4章 消費生活

2 自立した消費者とは：未成年者の契約（青年擬制）、消費者問題の現状と課題 消費者問題、悪質商法、消費者信用、消費者金融、クレジットカード、分割払い、リボルビング払い、三者間契約、多重債務、自己破産

3 消費者の権利と責任：ケネディ4つの権利、消費者の8つの権利・5つの責任、コンシューマリズム、消費者保護基本法、消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法、特定商取引法、公益通報者保護法、国民生活センター、消費生活センター、クーリング・オフ制度、消費者団体訴訟制度

家庭総合：（3）生活における経済の計画と消費」の（ウ）「消費者の権利と責任」

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援等について理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。p. 28

技術革新や情報化等経済社会の変化に伴う消費生活の変化を背景に、消費者問題が発生していることを理解させ、被害の防止や救済について考えさせる。売買契約を中心に具体的な事例を通して理解させる。訪問販売、通信販売や問題のある販売方法の対応方法について考えさせる。被害救済のための基本的な法規、「消費者基本法」をとりあげて消費者の権利について理解させる。

(教科書の内容)

実教出版：「家庭総合」2013年

(1) 消費行動と意思決定 → (2) 社会の変化と消費生活 → (3) 消費者の権利と責任 → (4) 持続可能な社会環境
・契約、契約と消費者トラブル、無店舗販売の増加と問題商法、消費者契約法、特定商取引法とクーリング・オフ支払方法の多様化と消費者信用、製品による事故と被害の救済（製造物責任法）
・消費者問題、消費者運動、消費者関連法規と消費者行政（消費者保護基本法、消費者基本法、消費者委員会、消費者庁）

消費者の権利と責任（消費者団体訴訟制度、公益通報者の保護）、国際消費者機構（CI）

資料－3 学習指導案（例）

本時の題材：消費者の安全を求める権利と責任について

◆：教師 ◇：生徒

	学習内容(項目)	学習活動	時間	留意点
導入	前時の復習	◆消費者基本法、国際消費者機構(CI)を通して消費者の権利や責任について学んだ	2	グループで学習
	本時の学習	◆消費者の安全を求める権利と責任を中心に、具体的な課題解決に向けた学習をする。		
展開	1. 消費者問題の事例を知ろう	◆最近の主な消費者問題から、2つの事例を紹介 ◇2つの事例の内容を知る (事例1)冷凍ギョーザ事件 (事例2)こんにゃくゼリーでまたも死亡事故	25	事例集のプリント ワークシート (事例1, 2)を読む
	2. 事例で考えてみよう	◇それぞれの事例について問題点を拾い出す 1)企業側の問題点:グレーの付箋 2)行政側の問題点:黄色の付箋 3)消費者側の問題点:ピンクの付箋 ◇グループで意見交換しながら、KJ法で事例ごとに問題点をまとめる ◇グループで1枚のワークシートにまとめる ◇グループでまとめた内容を発表		3種類の付箋を1人3枚ずつ配布 グループで1枚のワークシートに整理するよう指示 OHPでワークシートを拡大
	3. 企業・行政・消費者の役割と責任	◆グループで発表した内容をもとに1)2)3)ごとに確認 1)企業側の役割と責任 ・企業理念の見直し ・危機管理能力の低さ ・企業のコンプライアンス(法令順守) ・内部告発者への対応 2006.4月:公益通報者保護法の制定 ・自己情報の公表を迅速に →2次・3次被害の防止へ 2)行政側の役割と責任 ・縦割り行政ではダメ →消費者庁の役割 ・検査体制の甘さ　→検査項目・方法の見直し ・企業行動をしっかりと監視する ・事故情報の公表を迅速に ・国民の生活を第一に考える 3)消費者側の役割と責任 ・安全づくりへの消費者の積極的参加 ・製品の事故情報へのアクセスが必要 ・企業行動をしっかりと監視する ・商品に関する情報を積極的に活用する ・企業・行政の相談窓口に意見を伝える ・消費者教育の大切さ		発表内容をもとに、補足を加える
	4. ワークシートの完成	◇自分のワークシートを完成させる ◇消費者の権利と責任についてどのように考えたか	10	他グループの発表内容を加えながら、各人が書き込む
まとめ	次時の予告		1	

資料一4 最近の主な消費者問題

＜事例1＞ 冷凍ギョーザ事件

ギョーザによる食中毒のニュースが流れたのは2007年の12月。中国の工場で製造、輸入された冷凍ギョーザで、千葉県と兵庫県の三家族が食中毒に見舞われた。被害は17都道府県に広がった。

問題となったのは、中国の天陽食品が製造した「COOP 手作り餃子」と「中華 de ごちそうひとくち餃子」で、輸入したのは「ジェイティフーズ」で、販売は食の安全・安心を標榜する「COOP」(生活協同組合：生協)だった。大手商社がかかわる商品であったことが消費者にさらなるショックを与えた。

原因は有機リン系殺虫剤「メタミドホス」であることははつきりしていたが、混入の過程ははつきりしないまま。消費者の不安の声を受けて、天陽食品製造の冷凍ギョーザ以外の商品輸入元19社と商品名が公表され、自主回収、販売中止、ファミリーレストランでは食材としての使用中止が相次いだ。

製造過程での混入を疑う日本側に対し、中国公安省は「中国での混入の可能性は極めて低い」と明言したが、8月に入り、中国にも被害者がでていたことを中国外務省が正式に認めた。

その情報を日本政府は7月上旬の主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）の直前、中国政府からもたらされたが、中国側からの要請で1ヶ月も伏せていたのだ。自国の消費者への安全・安心の情報提供よりも、政治的判断を優先させたことに腹立たしさを感じる。

食料自給率40%の状態では、中国の食品を拒否するだけではすまない問題であることは十分承知しているながらも、とりあえず「製造：中国」の食品の購入を見合わせるという消費者も相次いだ。

この事件を消費者問題の観点からもう一つの見方をすると、最初に中毒事件が起きてから約1ヶ月もの間、消費者に情報が流れなかつたという問題がある。生協側が被害の重要性に気づかず、また行政の連絡ミスもあり、次の被害を防ぐことができなかつた。「可能性」として情報を提供するのは非常に難しいとはいえ、命にかかること、販売元の危機管理責任は重い。

＜事例2＞ こんにゃくゼリーでまたも死亡事故

7人目の幼い犠牲者が出たと報道されると、実はこの統計に入っていない高齢者の死亡事故が2件あったと警察庁から発表があった。被害はもっとあるのかもしれない。こんにゃくゼリーは弾力が強いため、かむ力の弱い幼児や高齢者は完全にかみ切れずに、のどに詰まらせ、気道がふさがれ窒息してしまう。

欧州連合(EU)や韓国は販売を禁止している。日本では業界団体が「食べないで」と注意する統一マークを決めて商品に付け始めたが、ゼリーに形や硬さを規制する法的な枠組みがなく、厚労省は食品衛生法上から、農水省は原料表示の観点から、経産省は製品安全の点から、「法的な規制はせず」としている。

全国の消費者団体は緊急の共同声明で製造や販売の即時禁止を求め、それを受けた野田聖子消費者行政相は製造元に自主回収を要請。製造元は事故のあったミニタイプの製造をいったんは中止した。

しかしその後、個別包装にも「警告マーク」を記載する、原料のこんにゃく粉を減らしてゼリーをやわらかくするなどの措置を取ったとして、ミニカップの形状はそのままに、12月から販売を再開した。

もちやパンで窒息死するケースもあることは周知のことではあるが、そもそも食べるなど書かれた食品を販売する必要があるのだろうか。消費者は小さな子どもやお年寄りが絶対に食べないようだと教え、こんにゃくゼリーで命を落とす危険があることを忘れてはならない。

【ワークシート】

消費者の「安全を求める権利」からみると、何が問題であったのか？

事例で考えてみよう！

事 例	企業側の問題点	行政側の問題点	消費者側の問題点
事例1： 冷凍ギヨーザ事件	○被害の重要性を軽視している ○危機管理能力の欠如	○情報提供よりも政治的判断を優先してしまった	○企業を過信している
事例2： こんにゃく入りゼリーで またも死亡事故	○法的な規制がないことを理由に販売を続けた	○全体として規制する法律がない ○行政の縦割りに問題あり	○安易に食べてしまう ○食べる際に注意が必要 ○周りの見守る体制が求められる

まとめ：あなたは、消費者としての役割と責任をどのように考えましたか。